

保険税改正のモデルケース

1人世帯の場合（40歳以上 65歳未満）

年間所得額		0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	13,900円	205,300円	300,300円	490,300円
	改正前	13,700円	194,300円	283,300円	461,300円
	引上げ額	200円	11,000円	17,000円	29,000円

4人世帯の場合（両親40歳以上、子ども2人）

年間所得額		0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	48,700円	288,700円	416,400円	606,400円
	改正前	47,100円	274,200円	394,700円	572,700円
	引上げ額	1,600円	14,500円	21,700円	33,700円

保険税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯については、保険税（均等割額）の軽減対象となります。なお、平成30年度から軽減判定基準が一部拡大されました。

申請の必要はありませんが、所得が未申告の場合は軽減となりませんので注意してください。

○7 割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

○5 割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×5万円＋33万円以下の世帯

○2 割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×50万円＋33万円以下の世帯

保険税の減免

次の場合は申請により保険税の減免の対象となります。

○災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合

○被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、後期高齢者医療制度（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

非自発的失業者への軽減

会社の都合による解雇などで失業した方は、保険税の軽減を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

納付書の送付

平成30年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

医療費の節約に努めましょう

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の要因となっています。

国保の加入者一人ひとりが、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。

特定健康診査の受診を！

国保では、生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。

国保に加入している40～74歳の方と後期高齢者医療制度に加入している方に、健康診査受診券を5月に送付します。

定期的に健康診査を受診し生活習慣病の予防を心掛けましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響

を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

ジェネリック医薬品の活用を！

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造された薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3～5割程度安くなる場合があります。

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している方や、複数の薬を服薬している方は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

※医薬品使用についての不安や疑問点は、医師や薬剤師に相談してください。



平成 30・31 年度の後期高齢者医療保険料率が改定されました

均等割額
被保険者 1 人当たり
43,300 円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※
× 所得割率 8.80%

||

保険料額 (年額)
100 円未満切捨て
限度額 62 万円

保険料の決め方
保険料は被保険者一人ひとりに掛かります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんが病气やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分(1割または3割)を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費(国・都・区市町村)、約4割を現役世代からの支援金で負担します。
保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっていきます。平成30年度・平成31年度(平成30年4月1日〜平成32年3月31日)の保険料率は、平成30年1月の東京都後期高齢者医療広域連合議会において「保険料の決め方」とおり議決されました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんが病气やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分(1割または3割)を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費(国・都・区市町村)、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が 年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない)	9 割
33 万円以下で上記 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (27 万 5,000 円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (50 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

※ 65 歳以上 (平成 30 年 1 月 1 日時点) の方の公的年金所得については、その所得からさらに 15 万円 (高齢者特別控除額) を差し引いた額で判定します。ただし、この 15 万円 (高齢者特別控除額) は所得割額の計算では適用されません。
※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

①均等割額の軽減
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に均等割額を軽減しています。

②所得割額の軽減
※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。
保険料の軽減
所得に応じて保険料が軽減される場合があります。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

③被扶養者だった方の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下	50%
20 万円以下	25%

(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減) 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、平成 30 年度は 5 割軽減、平成 31 年度以降は加入から 2 年を経過する月まで 5 割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(①)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

問合せ

○ 制度について: 広域連合お問合せセンター
☎ 0570-0861519 (IP 電話、P)
HS の方は ☎ 03-3222-4496 (へ)
FAX 0570-0861075 (土・日曜日、祝日を除く午前 9 時〜午後 5 時)
○ 個別の相談・個人情報を含むことについて: 市民課 高齢医療・年金係 ⑮137